

## 鶴ヶ島市議会政務活動費の使途基準等に関する要領

平成25年6月17日  
全員協議会申合せ  
改正 平成30年3月20日

(趣旨)

第1条 この要領は、鶴ヶ島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）に定める政務活動費の使途の基準、透明性の確保のための措置その他条例の運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(使途の基準)

第2条 政務活動費の使途の基準は、別表のとおりとする。

(充てることのできない経費)

第3条 政務活動費は、次に掲げる経費には充てることできない。

- (1) 慶弔、見舞等の交際に要する経費
- (2) 政党活動に要する経費
- (3) 選挙活動に要する経費
- (4) 後援会活動に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか政務活動の目的に適さない経費

(先進地調査報告書)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が政務活動費を充てて先進地調査を行ったときは、当該会派の代表者は、様式第1号の先進地調査成果報告書によりその成果を議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定により報告を受けたときは、当該先進地調査報告書の写しを全ての議員に配付するものとする。

(政務活動費支出内訳の記載用紙)

第5条 会派の代表者は、政務活動費支出内訳書の当該金額の欄に対応する内訳の欄の記載事項が多岐にわたる場合は、当該内訳の欄に記載すべき事項を様式第2号の政務活動費支出内訳の記載用紙に記載して提出することができる。

(透明性の確保)

第6条 議長は、条例第8条の規定による透明性の確保に必要な措置として、条例第6条第1項又は第3項の規定により提出された政務活動費収支報告書の写しを一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の規定による閲覧は、鶴ヶ島市情報公開条例（平成14年条例第18号）第7条に規定する不開示情報を除いて行う。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年6月17日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 鶴ヶ島市議会の政務調査費に関する事務取扱要領は、廃止する。

3 鶴ヶ島市議会政務調査費使途基準の内規は、廃止する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する調査研究、研修及び要請・陳情活動並びに施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する調査研究、研修及び要請・陳情活動のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該調査研究、研修及び要請・陳情活動のうち施行日前の期間に対応するもの並びに施行日前に完了した調査研究、研修及び要請・陳情活動については、なお従前の例による。

別表

1 政務活動費の使途基準は、次の各号に掲げる条例別表の項目に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 調査研究費

内 容	会派が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究又は調査の委託に要する経費
使 途	交通費、宿泊費、消耗品費、通信運搬費、手数料、調査委託費等
対 象 経 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査に要する交通費、宿泊費、朝食代、夕食代</li> <li>・ 調査に伴う諸雑費（任意保険料、施設入館料等）</li> <li>・ 調査報告書の作成に要する印刷代、用紙・インク等消耗品代</li> <li>・ 調査の委託に要する委託料、手数料等</li> <li>・ 調査に要する郵送料等</li> </ul>
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外への調査に要する経費</li> <li>・ 視察先への謝礼品代</li> <li>・ 出席者への日当</li> <li>・ 夕食及び朝食以外の飲食に要する経費</li> </ul>

(2) 研修費

内 容	会派の研修会の開催又は他の団体が開催する研修会への参加に要する経費
使 途	出席者の負担金・会費、交通費、宿泊費、会場費、消耗品費、印刷製本費、手数料等
対 象 経 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会への出席に要する負担金・会費、交通費、宿泊費、朝食代、夕食代</li> <li>・ 研究会・研修会を開催する場合の会場借上料、看板作成費、講師の謝金・昼食代（社会通念上妥当な範囲内）・タクシー代、</li> </ul>

	花代、消耗品代、印刷製本代
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出席者の昼食代（負担金・会費に含まれる場合を除く。）</li> <li>・ 出席者への日当</li> <li>・ 宿泊をする場合の夕食及び朝食以外の飲食に要する経費</li> <li>・ 研究会・研修会の会場として、社会通念上不適当と考えられる場所の会場借上料</li> <li>・ 研究会・研修会終了後の懇親会の経費</li> <li>・ 政党が主催する研修会等への出席経費</li> </ul>

(3) 広報費

内 容	会派の活動及び市政に関する市民への報告又は周知に要する経費
使 途	会場費、印刷製本費、通信運搬費等
対 象 経 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会派で発行する市政報告などの広報紙の発行に要する印刷費、配達費</li> <li>・ 会派の議会活動報告会を開催する場合の会場借上料、看板作成費、消耗品代、印刷製本代</li> </ul>
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政党が発行する機関紙等の印刷発行に要する経費</li> <li>・ 個人名で発行する広報紙等の印刷発行に要する経費</li> </ul>

(4) 広聴費

内 容	会派の活動及び市政に対する市民からの要望、意見等の聴取並びに会派が行う市民相談等に要する経費
使 途	会場費、印刷製本費等
対 象 経 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会派が行う公聴会・意見交換会を開催する場合の会場借上料、看板作成費、消耗品代、印刷製本代</li> <li>・ 会派が行う市民相談会を開催する場合の会場借上料、看板作</li> </ul>

	成費、消耗品代、印刷製本代 ・アンケートの実施に要する印刷製本代、消耗品代
対象外経費	・政党が公聴会・意見交換会・市民相談会を開催する場合の経費 ・議員が個人名で公聴会・意見交換会・市民相談会を開催する場合の経費

(5) 要請・陳情活動費

内 容	会派が行う要請、陳情等の活動に要する経費
使 途	交通費、宿泊費、手数料等
対 象 経 費	・会派が行う補助金の要請、陳情活動に要する交通費、宿泊費、朝食代、夕食代、諸雑費（任意保険料等）
対象外経費	・政党名で行う要請、陳情等の活動に要する経費 ・議員が個人名で行う要請、陳情等の活動に要する経費

(6) 会議費

内 容	会派の各種の会議の開催又は他の団体が開催する意見交換会等各種の会議への参加に要する経費
使 途	会場費、交通費、出席者の負担金・会費、消耗品費等
対 象 経 費	・政務活動として行う会派の会議の開催に要する会場借上料、消耗品代、交通費 ・他の団体が開催する意見交換会等政務活動に必要な会議の出席に要する交通費、負担金・会費
対象外経費	・会議の会場として、社会通念上不相当と考えられる場所の会場借上料 ・飲食（茶菓を除く。）を伴う場合は、会議に政務活動としての側面が伴うものであっても、支出できない。

	・ 政党が主催する会議への出席に要する経費
--	-----------------------

(7) 資料作成費

内 容	会派の活動に必要な資料の作成に要する経費
使 途	印刷製本費、消耗品費等
対 象 経 費	・ 調査報告書、研究資料等の印刷製本費、消耗品代、翻訳料
対象外経費	

(8) 資料購入費

内 容	会派の活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
使 途	図書購入費、新聞・雑誌購読料等
対 象 経 費	・ 新聞購読料、図書購入費、雑誌代、資料代
対象外経費	・ 政党が発行する新聞、雑誌等の購入料

(9) 人件費

内 容	会派の活動を補助する職員の雇用に要する経費
使 途	報酬、賃金、通勤費、社会保険料、雇用に伴う事務経費等
対 象 経 費	・ 会派で雇用する職員の報酬、賃金 ・ 会派主催の研修会等の受付などのアルバイト代
対象外経費	・ 選挙活動、後援会活動に従事する者の雇用に要する経費 ・ 議員の配偶者、親族及び議員と生計を一にする者の雇用に要する経費

(10) 事務所費

内 容	会派の活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費
使 途	賃借料、維持管理費等
対 象 経 費	・ 事務所の賃借料

	・電気、ガス、水道等の光熱水費など維持管理に要する経費
対象外経費	・議員の配偶者、親族及び議員と生計を一にする者の所有に係る事務所に要する経費

## 2 用語の説明

- (1) 交通費 公共交通機関の運賃等、バス借上料、タクシー代、レンタカー代、高速自動車国道等有料道路の料金、燃料費、駐車場利用料
- (2) 朝食代 宿泊費の額に朝食代が含まれない場合に限る。
- (3) 夕食代 宿泊費の額に夕食代が含まれない場合に限る。

## 3 その他

- (1) 異例な用途及び疑義のある用途は、会派代表者会議で協議する。
- (2) 支払に要する振込手数料は、対象経費とする。
- (3) 備品の購入に要する経費及び備品のレンタル又はリースに要する経費は、対象外経費とする。
- (4) 宿泊費の額は、職員の旅費に関する条例（昭和63年条例第14号）の例により、1泊当たりの上限額を13,000円とする。
- (5) 宿泊費に食事代が含まれない場合の夕食代及び朝食代の額は、職員の旅費に関する条例の例により、夕食にあっては2,000円、朝食にあっては1,000円とする。

様式第1号（第4条関係）

先進地調査成果報告書

年 月 日

鶴ヶ島市議会議長 様

会 派 名

代表者名

鶴ヶ島市議会政務活動費の使途基準等に関する要領第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 調査期日

2 調査地及び調査の概要

3 参加者名

4 調査の内容

別紙のとおり



様式第2号（第5条関係）

政務活動費支出内訳の記載用紙

会派名 \_\_\_\_\_

1 領収書その他の支出を証すべき書面の貼付欄

--

2 上記の書面に係る支出の詳細

使 途	金 額 (円)	内 訳
費		
費		
費		
費		
費		